

新旧対照表

○千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）

改正後	改正前
<p>(公安委員会に提出する申請書等の経由先等)</p> <p>第2条 法、令及び施行規則の規定により千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請又は届出（以下「申請等」という。）を行おうとする者（以下「申請者等」という。）は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）を当該申請者等の住所地又は申請等の対象となる当該申請者等の使用に係る施設の所在地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経て、公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 令第13条第1項第1号又は第1号の2に規定する自動車の届出</p> <p>(2) 法第59条第2項に規定する牽（けん）引の許可の申請</p> <p>(3) 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の選任又は解任の届出</p> <p>2 申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を署長を経て公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 法第45条の2第1項に規定する普通自動車の届出</p> <p>(2) 法第45条の2第2項に規定する高齢運転者等標章の交付の申請</p> <p>(3) 法第45条の2第3項に規定する高齢運転者等標章の再交付の申請</p> <p>(4) 施行規則第6条の3の3に規定する高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出</p> <p>3 法第45条の2第4項の規定により高齢運転者等標章を返納しようとする者は、当該高齢運転者等標章を署長を経て公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>4 申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を当該申請者等の住所地を管轄する署長を経て、公安委員会に提出して行うことができる。ただし、現に受けている免許に法第91条の規定により条件（身体の障害を理由に付されているもの）に限り、視力（深視力を含む。）が施行規則第23条の表の視力の項に定める基準未満であることを理由として付されるもの（以下「眼鏡等の条件」という。）を除く。）を付されている者が第4号に掲げる申請を行う場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法第89条に規定する免許の申請であつて法第97条の2第1項第3号に</p>	<p>(公安委員会に提出する申請書等の経由先等)</p> <p>第2条 法、令及び施行規則の規定により千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請又は届出（以下「申請等」という。）を行おうとする者（以下「申請者等」という。）は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）を当該申請者等の住所地又は申請等の対象となる当該申請者等の使用に係る施設の所在地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経て、公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 令第13条第1項第1号又は第1号の2に規定する自動車の届出</p> <p>(2) 法第59条第2項に規定する牽（けん）引の許可の申請</p> <p>(3) 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の選任又は解任の届出</p> <p>2 申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を署長を経て公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 法第45条の2第1項に規定する普通自動車の届出</p> <p>(2) 法第45条の2第2項に規定する高齢運転者等標章の交付の申請</p> <p>(3) 法第45条の2第3項に規定する高齢運転者等標章の再交付の申請</p> <p>(4) 施行規則第6条の3の3に規定する高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出</p> <p>3 法第45条の2第4項の規定により高齢運転者等標章を返納しようとする者は、当該高齢運転者等標章を署長を経て公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>4 申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を当該申請者等の住所地を管轄する署長を経て、公安委員会に提出して行うことができる。ただし、現に受けている免許に法第91条の規定により条件（身体の障害を理由に付されているもの）に限り、視力（深視力を含む。）が施行規則第23条の表の視力の項に定める基準未満であることを理由として付されるもの（以下「眼鏡等の条件」という。）を除く。）を付されている者が第4号に掲げる申請を行う場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法第89条に規定する免許の申請であつて法第97条の2第1項第3号に</p>

規定する海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者に係るもの

- (2) 法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出（以下「免許証の記載事項の変更届出」という。）
- (3) 法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請（以下「免許証の再交付申請」という。）
- (4) 法第101条第1項又は法第101条の2第1項に規定する免許証の更新の申請（以下「免許証の更新申請」という。）（別表第1に掲げる警察署以外の警察署の管轄区域内に住所を有する者に係る申請にあつては、次に掲げる者の申請に限る。）
  - ア 法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）
  - イ 法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者
  - ウ 法第101条の3第1項ただし書に規定する講習を受ける必要がないものとして政令で定める者
- (5) 法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請（同項に規定する申出を含む。以下「免許の取消し申請」という。）

(6) 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請（以下「証明書の交付申請」という。）

(7) 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出（以下「証明書の記載事項の変更届出」という。）

(8) 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請（以下「証明書の再交付申請」という。）

5 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を当該申請者等の住所地を管轄する署長以外の署長を経て、公安委員会に提出して行うことができる。ただし、現に受けている免許に法第91条の規定により条件（身体の障害を理由に付されているものに限り、眼鏡等の条件を除く。）を付されている者が第3号に掲げる申請を行う場合は、この限りでない。

- (1) 免許証の記載事項の変更届出
- (2) 免許証の再交付申請
- (3) 申請者等が優良運転者である場合における免許証の更新申請

(4) 免許の取消し申請

(5) 証明書の交付申請

規定する海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者に係るもの

- (2) 法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出（以下「免許証の記載事項の変更届出」という。）
- (3) 法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請（以下「免許証の再交付申請」という。）
- (4) 法第101条第1項又は法第101条の2第1項に規定する免許証の更新の申請（以下「免許証の更新申請」という。）（別表第1に掲げる警察署以外の警察署の管轄区域内に住所を有する者に係る申請にあつては、次に掲げる者の申請に限る。）
  - ア 法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）
  - イ 法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者
  - ウ 法第101条の3第1項ただし書に規定する講習を受ける必要がないものとして政令で定める者
- (5) 法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請（同項に規定する申出を含む。以下「免許の取消し申請」という。）

5 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を当該申請者等の住所地を管轄する署長以外の署長を経て、公安委員会に提出して行うことができる。ただし、現に受けている免許に法第91条の規定により条件（身体の障害を理由に付されているものに限り、眼鏡等の条件を除く。）を付されている者が第3号に掲げる申請を行う場合は、この限りでない。

- (1) 免許証の記載事項の変更届出
- (2) 免許証の再交付申請
- (3) 申請者等が優良運転者である場合における免許証の更新申請

(新設)

(新設)

(6) 証明書の記載事項の変更届出

(7) 証明書の再交付申請

6 第4項に定めるもののほか、申請者等が公安委員会以外の都道府県公安委員会が管轄する区域に住所地を有する優良運転者である場合にあつては、免許証の更新申請については、千葉県警察本部交通部運転免許本部千葉運転免許センター長又は流山運転免許センター長（以下「運転免許センター長」という。）を経て当該免許の更新申請を当該優良運転者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出して行うことができる。

(削る。)

(削る。)

第2章 車両の交通方法

(緊急自動車等の指定等)

第4条 令第13条第1項及び令第14条の2第2号の規定により公安委員会の指定を受けようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請書（別記第2号様式）1通を、次の各号に掲げる写真及び書類各1通を添えて公安委員会に提出しなければならない。

(1) 指定を受けようとする自動車の前面、後面、両側面及び上面をそれぞれ撮影した写真であつて、当該自動車の色、型、道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標（以下「自動車登録番号標又は車両番号標」という。）等を確認できるもの

(2) 指定を受けようとする自動車の自動車検査証の写し

2 公安委員会は、前項の申請に基づき指定をしたときは、申請者に緊急自動

(新設)

(新設)

6 第4項に定めるもののほか、申請者等が公安委員会以外の都道府県公安委員会が管轄する区域に住所地を有する優良運転者である場合にあつては、免許証の更新申請については、千葉県警察本部交通部運転免許本部千葉運転免許センター長又は流山運転免許センター長（以下「運転免許センター長」という。）を経て当該免許の更新申請を当該優良運転者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出して行うことができる。

7 申請者等は、法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請（以下「証明書の交付申請」という。）の場合にあつては同条第2項の規定により取り消された免許証に記載された住所地を管轄する署長、施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出（以下「証明書の記載事項の変更届出」という。）及び施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請（以下「証明書の再交付申請」という。）の場合にあつては当該申請者等の住所地を管轄する署長を経て公安委員会に提出して行うことができる。

8 前項に定めるもののほか、申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を当該申請者等の住所地を管轄する署長以外の署長を経て、公安委員会に提出して行うことができる。

(1) 証明書の記載事項の変更届出

(2) 証明書の再交付申請

第2章 車両の交通方法

(緊急自動車等の指定等)

第4条 令第13条第1項及び令第14条の2第2号の規定により公安委員会の指定を受けようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請書（別記第2号様式）2通を、次の各号に掲げる写真及び書類各1通を添えて公安委員会に提出しなければならない。

(1) 指定を受けようとする自動車の前面、後面、両側面及び上面をそれぞれ撮影した写真であつて、当該自動車の色、型等を確認できるもの (寸法縦6センチメートル、横9センチメートル)

(2) 指定を受けようとする自動車の自動車検査証の写し

2 公安委員会は、前項の申請に基づき指定をしたときは、申請者に緊急自動

車指定書（別記第2号様式の2）又は道路維持作業用自動車指定書（別記第2号様式の3）（以下「指定書」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により指定書の交付を受けた者は、当該指定に係る自動車に当該指定書を備え付けておかなければならない。

（緊急自動車等の届出等）

第4条の2 令第13条第1項及び令第14条の2第1号の規定により公安委員会に届け出ようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出書（別記第2号様式の4）1通を、次の各号に掲げる写真及び書類各1通を添えて公安委員会に提出しなければならない。

(1) 届け出ようとする自動車の前面、後面、両側面及び上面をそれぞれ撮影した写真であつて、当該自動車の色、型、自動車登録番号標又は車両番号標等を確認できるもの

(2) 届け出ようとする自動車の自動車検査証の写し

2 公安委員会は、前項の届出に基づき届出を確認したときは、届出者に緊急自動車届出確認書（別記第2号様式の5）又は道路維持作業用自動車届出確認書（別記第2号様式の6）（以下「届出確認書」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により届出確認書の交付を受けた者は、当該届出に係る自動車に当該届出確認書を備え付けておかなければならない。

（軽車両の乗車又は積載の制限）

第7条 法第57条第2項の規定により軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載して軽車両を運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 二輪の自転車及び三輪の普通自転車にあつては、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16歳以上の運転者が、幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）

1人を幼児用座席に乗車させる場合

(イ) 16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させる場合

車指定書（別記第2号様式の2）又は道路維持作業用自動車指定書（別記第2号様式の3）（以下「指定書」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により指定書の交付を受けた者は、当該指定に係る自動車に当該指定書を備え付けておかなければならない。

（緊急自動車等の届出等）

第4条の2 令第13条第1項及び令第14条の2第1号の規定により公安委員会に届け出ようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出書（別記第2号様式の4）2通を、次の各号に掲げる写真及び書類各2通（ただし、道路維持作業用自動車の届出に係る場合にあつては、各1通）を添えて公安委員会に提出しなければならない。

(1) 届け出ようとする自動車の前面、後面、両側面及び上面をそれぞれ撮影した写真であつて、当該自動車の色、型等を確認できるもの（寸法縦6センチメートル、横9センチメートル）

(2) 届け出ようとする自動車の自動車検査証の写し

2 公安委員会は、前項の届出に基づき届出を確認したときは、届出者に緊急自動車届出確認書（別記第2号様式の5）又は道路維持作業用自動車届出確認書（別記第2号様式の6）（以下「届出確認書」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により届出確認書の交付を受けた者は、当該届出に係る自動車に当該届出確認書を備え付けておかなければならない。

（軽車両の乗車又は積載の制限）

第7条 法第57条第2項の規定により軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載して軽車両を運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 二輪の自転車及び三輪の普通自転車にあつては、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16歳以上の運転者が、幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）

1人を幼児用座席に乗車させる場合

(イ) 16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させる場合

(ウ) 16歳以上の運転者が、幼児1人をひも等で確実に緊縛し背負っている場合（(イ)に該当する場合を除く。）

(エ) 二輪の自転車のうち、タンデム自転車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を後部の座席に乗車させる場合

イ 二輪の自転車及び三輪の普通自転車以外の軽車両にあつては、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。

(2) 積載物の重量の制限は、次のとおりとする。

ア 積載装置を備える2輪の自転車にあつては30キログラムを、リヤカーを牽（けん）引する場合におけるその牽（けん）引されるリヤカー又は3輪の自転車については120キログラムを、それぞれ超えないこと。

イ 4輪の牛馬車にあつては2,000キログラムを、2輪の牛馬車にあつては、1,500キログラムをそれぞれ超えないこと。

ウ 大車（荷台の面積1.65平方メートル以上の荷車をいう。以下同じ。）にあつては、750キログラムを超えないこと。

エ 牛馬車及び大車以外の荷車（以下「荷車」という。）にあつては、450キログラムを超えないこと。

(3) 積載物の大きさの制限は、次に掲げる長さ、幅及び高さのいずれをも超えないものとする。

ア 長さ 自転車及び荷車にあつては、その積載装置（リヤカーを牽（けん）引する自転車にあつては、その牽（けん）引されるリヤカーの積載装置。以下この条において同じ。）の長さに0.3メートルを加えたもの、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の長さに0.6メートルを加えたもの

イ 幅 積載装置の幅に0.3メートルを加えたもの。ただし、普通自転車にあつては、全幅が0.6メートルを超えないこと。

ウ 高さ 3メートル（自転車にあつては1.5メートル、大車及び荷車にあつては2メートル）からその積載をする場所の高さを減じたもの

(4) 積載物の積載の方法は、次のとおりとする。

ア 長さ 軽車両の積載装置又は乗車装置の前後から前号アに掲げる長さを超えてはみ出さないこと。

イ 幅 軽車両の積載装置又は乗車装置の左右から0.15メートルを超えてはみ出さないこと。

(ウ) 16歳以上の運転者が、幼児1人をひも等で確実に緊縛し背負っている場合（(イ)に該当する場合を除く。）

(新設)

イ 二輪の自転車及び三輪の普通自転車以外の軽車両にあつては、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。

(2) 積載物の重量の制限は、次のとおりとする。

ア 積載装置を備える2輪の自転車にあつては30キログラムを、リヤカーを牽（けん）引する場合におけるその牽（けん）引されるリヤカー又は3輪の自転車については120キログラムを、それぞれ超えないこと。

イ 4輪の牛馬車にあつては2,000キログラムを、2輪の牛馬車にあつては、1,500キログラムをそれぞれ超えないこと。

ウ 大車（荷台の面積1.65平方メートル以上の荷車をいう。以下同じ。）にあつては、750キログラムを超えないこと。

エ 牛馬車及び大車以外の荷車（以下「荷車」という。）にあつては、450キログラムを超えないこと。

(3) 積載物の大きさの制限は、次に掲げる長さ、幅及び高さのいずれをも超えないものとする。

ア 長さ 自転車及び荷車にあつては、その積載装置（リヤカーを牽（けん）引する自転車にあつては、その牽（けん）引されるリヤカーの積載装置。以下この条において同じ。）の長さに0.3メートルを加えたもの、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の長さに0.6メートルを加えたもの

イ 幅 積載装置の幅に0.3メートルを加えたもの。ただし、普通自転車にあつては、全幅が0.6メートルを超えないこと。

ウ 高さ 3メートル（自転車にあつては1.5メートル、大車及び荷車にあつては2メートル）からその積載をする場所の高さを減じたもの

(4) 積載物の積載の方法は、次のとおりとする。

ア 長さ 軽車両の積載装置又は乗車装置の前後から前号アに掲げる長さを超えてはみ出さないこと。

イ 幅 軽車両の積載装置又は乗車装置の左右から0.15メートルを超えてはみ出さないこと。

(運転者の遵守事項)

第9条 法第71条第6号に規定する車両の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自転車は、完全な機能を有する警音器を備え付けたものを運転すること。
- (2) 法第52条第1項前段に規定する灯火以外の灯火（いわゆる作業灯、マーカーランプ等をいう。）の点灯は、他の交通の妨害とならないようにすること。
- (3) 車体には、他の交通の妨害となるような方法で鎖その他の物を付け、又は貨物等を車体外につり下げないこと。
- (4) 大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）に他人を乗車させて運転するときは、その者を乗車装置にまたがらせること。
- (5) 車両（軽車両を除く。）を運転するときは、げたその他運転を誤まるおそれのあるはき物をはかないこと。
- (6) 積雪又は凍結によりすべろおそれのある道路において自動車を運転するときは、タイヤ・チェーンをとりつける等すべり止めの措置を講ずること。
- (7) 車両を運転するときは、音量を上げ音楽を聴く等安全な運転に必要な音声が聞こえないような状態にしないこと。
- (8) 普通自動二輪車（原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。
- (9) 自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車（原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下又は定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。
- (10) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の後部座席に、鉄パイプ、木刀、

(運転者の遵守事項)

第9条 法第71条第6号に規定する車両の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自転車は、完全な機能を有する警音器を備え付けたものを運転すること。
- (2) 法第52条第1項前段に規定する灯火以外の灯火（いわゆる作業灯、マーカーランプ等をいう。）の点灯は、他の交通の妨害とならないようにすること。
- (3) 車体には、他の交通の妨害となるような方法で鎖その他の物を付け、又は貨物等を車体外につり下げないこと。
- (4) 大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）に他人を乗車させて運転するときは、その者を乗車装置にまたがらせること。
- (5) 車両（軽車両を除く。）を運転するときは、げたその他運転を誤まるおそれのあるはき物をはかないこと。
- (6) 積雪又は凍結によりすべろおそれのある道路において自動車を運転するときは、タイヤ・チェーンをとりつける等すべり止めの措置を講ずること。
- (7) 車両を運転するときは、音量を上げ音楽を聴く等安全な運転に必要な音声が聞こえないような状態にしないこと。
- (8) 普通自動二輪車（原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。
- (9) [道路運送車両法による](#)自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車（原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下又は定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。
- (10) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の後部座席に、鉄パイプ、木刀、

金属バットその他これらに類するものを正当な理由なく携帯した者を乗車させて運転しないこと。

(11) 傘を差し、手に物を持ち、物をかつぐなど、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で車両（車室を備えているものを除く。）を運転しないこと。

(12) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置等を手で保持して通話若しくは操作をし、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

### 第3章の2 安全運転管理者等

(選任の届出等)

第9条の2 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の選任の届出は、安全運転管理者に関する届出書（別記第5号様式）又は副安全運転管理者に関する届出書（別記第5号様式の2）2通に、次の各号に掲げる書面を添えて公安委員会に提出して行うものとする。

(1) 安全運転管理者にあつては運転管理経歴証明書（別記第5号様式の2の2）又は第9条の5第2項に規定する教習修了証明書若しくは安全運転管理者等資格認定書を、副安全運転管理者にあつては運転管理経歴証明書又は副安全運転管理者の運転経歴に関する証明書（別記第5号様式の3）若しくは第9条の5第2項に規定する安全運転管理者等資格認定書

(2) 住民票の写し 又は法第92条第1項に規定する運転免許証の写し（削る。）

2 公安委員会は、前項に規定する届出を受理したときは、安全運転管理者証（別記第5号様式の4）又は副安全運転管理者証（別記第5号様式の4の2）を交付するものとする。

(記載事項の変更届出)

第9条の3 前条第1項の規定により安全運転管理者に関する届出書又は副安全運転管理者に関する届出書を提出した自動車の使用者は、同条第1項の届出書の記載事項のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更を生じた日から15日以内に安全運転管理者に関する届出書及び副安全運転管理者に関する届出書各2通を、変更したことを証明する書類を添えて公安委員会に届け出なければならない。

(1) 自動車の使用の本拠の事業所名及び所在地

(2) 安全運転管理者等の氏名及び職務上の地位

(3) 使用の本拠における自動車の台数

(安全運転管理者等の解任命令)

金属バットその他これらに類するものを正当な理由なく携帯した者を乗車させて運転しないこと。

(11) 傘を差し、手に物を持ち、物をかつぐなど、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で車両（車室を備えているものを除く。）を運転しないこと。

(12) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置等を手で保持して通話若しくは操作をし、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

### 第3章の2 安全運転管理者等

(選任の届出等)

第9条の2 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の選任の届出は、安全運転管理者に関する届出書（別記第5号様式）又は副安全運転管理者に関する届出書（別記第5号様式の2）2通に、次の各号に掲げる書面を添えて公安委員会に提出して行うものとする。

(1) 安全運転管理者にあつては運転管理経歴証明書（別記第5号様式の2の2）又は第9条の5第2項に規定する教習修了証明書若しくは安全運転管理者等資格認定書を、副安全運転管理者にあつては運転管理経歴証明書又は副安全運転管理者の運転経歴に関する証明書（別記第5号様式の3）若しくは第9条の5第2項に規定する安全運転管理者等資格認定書

(2) 住民票の写し

(3) 履歴書

2 公安委員会は、前項に規定する届出を受理したときは、安全運転管理者証（別記第5号様式の4）又は副安全運転管理者証（別記第5号様式の4の2）を交付するものとする。

(記載事項の変更届出)

第9条の3 前条第1項の規定により安全運転管理者に関する届出書又は副安全運転管理者に関する届出書を提出した自動車の使用者は、同条第1項の届出書の記載事項のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更を生じた日から15日以内に安全運転管理者に関する届出書及び副安全運転管理者に関する届出書各2通を、変更したことを証明する書類を添えて公安委員会に届け出なければならない。

(1) 自動車の使用の本拠の事業所名及び所在地

(2) 安全運転管理者等の氏名及び職務上の地位

(3) 使用の本拠における自動車の台数

(安全運転管理者等の解任命令)

第9条の4 法第74条の3第6項の規定による解任の命令は、安全運転管理者等解任命令書（別記第5号様式の5）を使用者に交付して行うものとする。  
（運転の管理に関する教習等）

第9条の5 施行規則第9条の9に規定する公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習又は資格認定を受けようとする者は、教習申請書（別記第5号様式の6）又は安全運転管理者等資格認定申請書（別記第5号様式の7）2通を提出し、公安委員会に申請しなければならない。

2 公安委員会は、前項に規定する教習を修了した者又は資格認定を受けた者に対し、教習修了証明書（別記第5号様式の8）又は安全運転管理者等資格認定書（別記第5号様式の9）を交付するものとする。  
（安全運転管理者等の受講）

第9条の6 法第108条の2第1項第1号の規定による安全運転管理者等に対する講習の通知を受けたときは、安全運転管理者等は、安全運転管理者等講習受講書（別記第5号様式の10）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、第1項に規定する講習を終了した者に対し、当該講習を終了したことの証明をするものとする。

（申請用写真を添付しないことができる場合）

第18条の2 法第104条の4第1項後段の規定による申出並びに施行規則第29条第1項及び第29条の2第2項に規定する申請書には、次の各号に掲げる場合を除き、申請用写真の添付を要しない。

(1) 第2条第4項の規定により、免許証の更新申請又は免許の取消し申請を申請者の住所地を管轄する署長を経て、公安委員会に提出する場合

(2) 第2条第5項の規定により、免許証の更新申請（優良運転者に係るものに限る。）又は免許の取消し申請を申請者の住所地を管轄する署長以外の署長を経て、公安委員会に提出する場合

（臨時適性検査の通知等）

第19条 法第102条第6項又は第107条の4第1項の規定による臨時適性検査の通知は、臨時適性検査通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

2 法第102条第1項から第3項までの規定による医師の診断書を提出すべき旨の命令は、診断書提出命令書（別記第11号様式の2）により行うものとする。

（運転経歴証明書の申請等）

第19条の2 証明書の交付申請、証明書の記載事項の変更届出及び証明書の再

第9条の4 法第74条の3第6項の規定による解任の命令は、安全運転管理者等解任命令書（別記第5号様式の5）を使用者に交付して行うものとする。  
（運転の管理に関する教習等）

第9条の5 施行規則第9条の9に規定する公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習又は資格認定を受けようとする者は、教習申請書（別記第5号様式の6）又は安全運転管理者等資格認定申請書（別記第5号様式の7）2通を提出し、公安委員会に申請しなければならない。

2 公安委員会は、前項に規定する教習を修了した者又は資格認定を受けた者に対し、教習修了証明書（別記第5号様式の8）又は安全運転管理者等資格認定書（別記第5号様式の9）を交付するものとする。  
（安全運転管理者等の受講）

第9条の6 法第108条の2第1項第1号の規定による安全運転管理者等に対する講習の通知を受けたときは、安全運転管理者等は、安全運転管理者等講習受講書（別記第5号様式の10）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、第1項に規定する講習を終了した者に対し、当該講習を終了したことの証明をするものとする。

（申請用写真を添付しないことができる場合）

第18条の2 法第104条の4第1項後段の規定による申出並びに施行規則第29条第1項及び第29条の2第2項に規定する申請書には、次の各号に掲げる場合を除き、申請用写真の添付を要しない。

(1) 第2条第4項の規定により、免許証の更新申請又は免許の取消し申請を申請者の住所地を管轄する署長を経て、公安委員会に提出する場合

(2) 第2条第5項の規定により、優良運転者が優良運転者の住所地を管轄する署長以外の署長を経て、公安委員会に提出する場合

（臨時適性検査の通知等）

第19条 法第102条第6項又は第107条の4第1項の規定による臨時適性検査の通知は、臨時適性検査通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

2 法第102条第1項から第3項までの規定による医師の診断書を提出すべき旨の命令は、診断書提出命令書（別記第11号様式の2）により行うものとする。

（運転経歴証明書の申請等）

第19条の2 証明書の交付申請、証明書の記載事項の変更届出及び証明書の再



交付申請は、運転経歴証明書交付・再交付申請書・運転経歴証明書記載事項変更届出書（別記第11号様式の3）を公安委員会に提出して行うものとする。

- 2 免許の取消し申請（亡失、滅失等により免許証を提示できない場合を除く。）と同時に前項の運転経歴証明書交付申請書を運転免許センター長を経て提出した場合は、申請用写真の提出を要しない。
- 3 公安委員会は、第1項に規定する運転経歴証明書交付・再交付申請書を受理したときは、運転経歴証明書を交付するものとする。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第3（第6条の2）

路線名等	区間
略	
県道成田松尾線	成田市小菅字木戸前1,394番地先から山武市松尾町猿尾496番地先まで、山武市松尾町山室字高砂1,600番地先から松尾町蕪木746番地先まで、 <u>山武郡芝山町大里字柳谷57番10地先から山田字並塚1,130番1地先まで及び山武郡芝山町大里字木戸場78番1地先から字柳谷32番11地先まで</u>
略	
酒々井町道1B-166号線	印旛郡酒々井町本佐倉18番5地先から上本佐倉85番1地先まで
<u>芝山町道2BL-0061号線</u>	<u>山武郡芝山町大台3,076番1地先から3,155番1地先まで</u>
<u>芝山町道3BL-0162号線</u>	<u>山武郡芝山町宝馬219番1地先から232番1地先まで</u>
<u>芝山町道4BL-0029号線</u>	<u>山武郡芝山町香山新田56番3地先から60番6地先まで</u>
<u>芝山町道4BL-0079号線</u>	<u>山武郡芝山町香山新田56番1地先から56番3地先まで</u>
<u>横芝光町道I-1号線</u>	<u>山武郡横芝光町長山台1番14地先から遠山409</u>

交付申請は、運転経歴証明書交付・再交付申請書・運転経歴証明書記載事項変更届出書（別記第11号様式の3）を公安委員会に提出して行うものとする。

- 2 免許の取消し申請（亡失、滅失等により免許証を提示できない場合を除く。）と同時に前項の運転経歴証明書交付申請書を運転免許センター長を経て提出した場合は、申請用写真の提出を要しない。
- 3 公安委員会は、第1項に規定する運転経歴証明書交付・再交付申請書を受理したときは、運転経歴証明書を交付するものとする。

別表第3（第6条の2）

路線名等	区間
略	
県道成田松尾線	成田市小菅字木戸前1,394番地先から山武市松尾町猿尾496番地先まで、山武市松尾町山室字高砂1,600番地先から松尾町蕪木746番地先まで及び <u>山武郡芝山町大里字柳谷57番10地先から山田字並塚1,130番1地先まで</u>
略	
酒々井町道1B-166号線	印旛郡酒々井町本佐倉18番5地先から上本佐倉85番1地先まで
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

	<u>番5地先まで</u>
<u>横芝光町道B212号線</u>	<u>山武郡横芝光町長山台1番2地先から1番14地先まで</u>
<u>横芝光町道E249号線</u>	山武郡横芝光町篠本字打越堰1,339番4地先から篠本根切20番地先まで
略	

(新設)	
<u>横芝光町道1500号線</u>	山武郡横芝光町篠本字打越堰1,339番4地先から篠本根切20番地先まで
略	

第5号様式（第9条の2第1項）

※新規	※変更	※解任	※署コード	※事業所コード
安全運転管理者に関する届出書				
千葉県公安委員会 殿 安全運転管理者を選任、解任届出事項（①、②）を変更したてのお届けします。			住所 届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 （電話番号）	
① 安 全 運 転 者	選任年月日	年月日	資格要件	ア 運転の管理経験2年以上 イ 公安委員会の認定 ウ 公安委員会の教習終了者で運転の管理経験1年以上
	フリガナ	ア イ	男 女	
② 自 動 車	フリガナ	フリガナ	副安全運転管理者の有無	ア 有（ ）イ 無
	事業所の所在地	事業所の所在地		
の 使 用 の 本 拠	業種別	ア 官公署 イ キ 建設業 ウ シ 運輸業	イ 公社・団等 ウ ケ 卸・小売業 エ セ 通信業	ウ 農業 エ コ 林業 オ サ 不動産業 カ タ 漁業 キ ャ 金融・保険業 ク シ 鉱業 ク シ その他
	使用車両	乗用	貨物	大特・小特 大二輪 普通二輪 計 原付
運 転 者 数	免許の種類	大型二 大型 大特二 大特 中型二 中型 準中型 普通二	普通 大自二 普自二 小特	計 人
	人員			
③ 前安全運転管理者		解任年月日	年月日	氏名
		解任事由	ア 死亡 イ 退職 ウ 転任 エ 解任命令 オ その他（ ）	
④ 安 全 運 転 者 の 歴 史	勤務期間	勤務所名	職名	⑤ 事業所の名称
	・ ・ から ・ ・ まで			事業所の所在地
	・ ・ から ・ ・ まで			職務上の地位
	・ ・ から ・ ・ まで			⑥ 従業員数
備考	人			

備考

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 届出事項変更の場合は、①の欄及び②の欄に記載の上、⑤の欄に当該変更前の届出事項を記載のこと。

第5号様式（第9条の2第1項）

※新規	※変更	※解任	※署コード	※事業所コード
安全運転管理者に関する届出書				
千葉県公安委員会 殿 安全運転管理者を選任、解任届出事項（①、②）を変更したてのお届けします。			住所 届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 （電話番号）	
① 安 全 運 転 者	選任年月日	年月日	資格要件	ア 運転の管理経験2年以上 イ 公安委員会の認定 ウ 公安委員会の教習終了者で運転の管理経験1年以上
	フリガナ	ア イ	男 女	
② 自 動 車	フリガナ	フリガナ	副安全運転管理者の有無	ア 有（ ）イ 無
	事業所の所在地	事業所の所在地		
の 使 用 の 本 拠	業種別	ア 官公署 イ キ 建設業 ウ シ 運輸業	イ 公社・団等 ウ ケ 卸・小売業 エ セ 通信業	ウ 農業 エ コ 林業 オ サ 不動産業 カ タ 漁業 キ ャ 金融・保険業 ク シ 鉱業 ク シ その他
	使用車両	乗用	貨物	大特・小特 大二輪 普通二輪 計 原付
運 転 者 数	免許の種類	大型二 大型 大特二 大特 中型二 中型 準中型 普通二	普通 大自二 普自二 小特	計 人
	人員			
③ 前安全運転管理者		解任年月日	年月日	氏名
		解任事由	ア 死亡 イ 退職 ウ 転任 エ 解任命令 オ その他（ ）	
④ 安 全 運 転 者 の 歴 史	勤務期間	勤務所名	職名	⑤ 事業所の名称
	・ ・ から ・ ・ まで			事業所の所在地
	・ ・ から ・ ・ まで			職務上の地位
	・ ・ から ・ ・ まで			⑥ 従業員数
備考	人			

備考

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 届出事項変更の場合は、①の欄及び②の欄に記載の上、⑦の欄に当該変更前の届出事項を記載のこと。

第5号様式の2 (第9条の2第1項)

※新規	※変更	※解任	※署コード	※事業所コード	※副管コード											
副安全運転管理者に関する届出書																
千葉県公安委員会 殿 副安全運転管理者を選任、解任したのでお 届出事項 (①、②) を変更 届けます。																
住所 届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 (電話番号)																
① 副管 全理 運者	選任年月日	フリガナ	ア	イ	資格要件	ア 運転の管理経験1年以上 イ 公安委員会の認定 ウ 運転の経験期間3年以上										
	氏名	フリガナ	男	女		職務上の地位	ア 有 イ 無									
② 自 動 車 の 使 用 の 本 拠	生年月日(年齢)	フリガナ	事業所の名称			安全運転管理者氏名	ア 有 イ 無									
	事業所の所在地	フリガナ	(電話番号)													
業 種 別	官公署 建設業 運輸業	イ 公社 製造業 電気・ガス業	ウ 農業 卸・小売業 通信業	エ 林業 不動産業 サービス業	オ 漁業 金融・保険業 その他	カ 飲業										
	乗用	貨物	大特・小特 大二輪 普通二輪 計 原付													
使用車両	自動車の種類	大型	中型	準中型	普通	大型	中型	準中型	普通	大特	大二輪	普通二輪	計	原付	台	台
運転者数	免許の種類	大型二	大型	大特二	大特	中型二	中型	準中型	普通二	普通	大自二	普自二	小特	計	人	人
③ 前副安全運転管理者		解任年月日	氏名	ア 死亡 イ 退職 ウ 転任 エ 解任命令 オ その他 ( )												
④ 副 理 者 の 運 転 歴 管	勤務期間	勤務所名	職名	⑤ 変 更 前	事業所の名称											
	・ ・ から ・ ・ まで				事業所の所在地											
	・ ・ から ・ ・ まで				職務上の地位											
	・ ・ から ・ ・ まで			⑥ 従業員数	人											
備考																

備考

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 届出事項変更の場合は、①の欄及び②の欄を記載の上、⑤の欄に当該変更前の届出事項を記載のこと。

第5号様式の2 (第9条の2第1項)

※新規	※変更	※解任	※署コード	※事業所コード	※副管コード											
副安全運転管理者に関する届出書																
千葉県公安委員会 殿 副安全運転管理者を選任、解任したのでお 届出事項 (①、②) を変更 届けます。																
住所 届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 (電話番号)																
① 副管 全理 運者	選任年月日	フリガナ	ア	イ	資格要件	ア 運転の管理経験1年以上 イ 公安委員会の認定 ウ 運転の経験期間3年以上										
	氏名	フリガナ	男	女		職務上の地位	ア 有 イ 無									
② 自 動 車 の 使 用 の 本 拠	生年月日(年齢)	フリガナ	事業所の名称			安全運転管理者氏名	ア 有 イ 無									
	事業所の所在地	フリガナ	(電話番号)													
業 種 別	官公署 建設業 運輸業	イ 公社 製造業 電気・ガス業	ウ 農業 卸・小売業 通信業	エ 林業 不動産業 サービス業	オ 漁業 金融・保険業 その他	カ 飲業										
	乗用	貨物	大特・小特 大二輪 普通二輪 計 原付													
使用車両	自動車の種類	大型	中型	準中型	普通	大型	中型	準中型	普通	大特	大二輪	普通二輪	計	原付	台	台
運転者数	免許の種類	大型二	大型	大特二	大特	中型二	中型	準中型	普通二	普通	大自二	普自二	小特	計	人	人
③ 車両の運転による通勤状況		普通	大型二輪	普通二輪	原付	自転車	計	④ 従業員数								人
⑤ 前副安全運転管理者		解任年月日	氏名	ア 死亡 イ 退職 ウ 転任 エ 解任命令 オ その他 ( )												
⑥ 副 理 者 の 運 転 歴 管	勤務期間	勤務所名	職名	⑦ 変 更 前	事業所の名称											
	・ ・ から ・ ・ まで				事業所の所在地											
	・ ・ から ・ ・ まで				職務上の地位											
	・ ・ から ・ ・ まで			職務上の地位												
備考																

備考

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 届出事項変更の場合は、①の欄及び②の欄を記載の上、⑦の欄に当該変更前の届出事項を記載のこと。

第5号様式の2の2（第9条の2第1項第1号）

運 転 管 理 経 歴 証 明 書		
住 所		
氏 名 生 年 月 日	年 月 日 生	
事 業 所 名	勤 務 期 間	業 務 内 容
	年 月から 年 月まで	年 月間
	年 月から 年 月まで	年 月間
	年 月から 年 月まで	年 月間
	年 月から 年 月まで	年 月間
	年 月から 年 月まで	年 月間
	年 月から 年 月まで	年 月間
	年 月から 年 月まで	年 月間
	年 月から 年 月まで	年 月間
証 明 欄（雇用者、所属の長等の証明）		
上記のとおり相違ないことを証明する。 年 月 日 職氏名 ㊟		

備考

- 1 雇用者、所属の長等の証明は、勤務又は勤務したことのある事業所単位に受けること。
- 2 業務内容欄は、自動車の運転の管理業務の内容を記入すること。

第5号様式の2の2（第9条の2第1項第1号）

運 転 管 理 経 歴 証 明 書		
<u>本籍又は国籍</u>		
住 所		
氏 名 生 年 月 日	年 月 日 生	
事 業 所 名	勤 務 期 間	業 務 内 容
	年 月から 年 月まで	年 月間
	年 月から 年 月まで	年 月間
	年 月から 年 月まで	年 月間
	年 月から 年 月まで	年 月間
	年 月から 年 月まで	年 月間
	年 月から 年 月まで	年 月間
	年 月から 年 月まで	年 月間
	年 月から 年 月まで	年 月間
証 明 欄（雇用者、所属の長等の証明）		
上記のとおり相違ないことを証明する。 年 月 日 職氏名 ㊟		

備考

- 1 雇用者、所属の長等の証明は、勤務又は勤務したことのある事業所単位に受けること。
- 2 業務内容欄は、自動車の運転の管理業務の内容を記入すること。

第5号様式の3（第9条の2第1項第1号）

副安全運転管理者の運転経歴に関する証明書			
住 所			
氏 名	年 月 日生		
生 年 月 日			
自動車の種類	運 転 期 間	業 務 内 容	
	年 月から 年 月まで	年 月間	
	年 月から 年 月まで	年 月間	
	年 月から 年 月まで	年 月間	
	年 月から 年 月まで	年 月間	
	年 月から 年 月まで	年 月間	
証 明 欄 (雇 用 者、事 業 所 の 長 等 の 証 明)			
上記のとおり相違ないことを証明する。			
年 月 日			
職氏名 ㊟			

備考

- 1 雇用者、事業所の長等の証明は、勤務又は勤務したことのある事業所単位に受けること。
- 2 業務内容欄は、自動車をどういう関係で運転していたかを具体的に記入すること。

第5号様式の3（第9条の2第1項第1号）

副安全運転管理者の運転経歴に関する証明書			
本 籍 又 は 国 籍			
住 所			
氏 名	年 月 日生		
生 年 月 日			
自動車の種類	運 転 期 間	業 務 内 容	
	年 月から 年 月まで	年 月間	
	年 月から 年 月まで	年 月間	
	年 月から 年 月まで	年 月間	
	年 月から 年 月まで	年 月間	
	年 月から 年 月まで	年 月間	
証 明 欄 (雇 用 者、事 業 所 の 長 等 の 証 明)			
上記のとおり相違ないことを証明する。			
年 月 日			
職氏名 ㊟			

備考

- 1 雇用者、事業所の長等の証明は、勤務又は勤務したことのある事業所単位に受けること。
- 2 業務内容欄は、自動車をどういう関係で運転していたかを具体的に記入すること。